

伺之

明治七年四月二日

大藏卿

事務都督

御用掛

ニヨルク号船御雇入之儀ニ付大平洋蒸気郵便

會社ト之条約書案之儀吉田大藏少丞ヨリ別紙

通申越候處不都合之廉モ無之候間右草案

之通御決裁相成可然此段相伺申候

横濱ニ於一千八百七十四年四月一日大平洋蒸

氣郵便會社ノ工セント日本政府大藏省ノ代人

0045

吉田二郎ト約定スル条々如左

大平洋蒸氣郵船會社ノ「セント」當港ヨリ長

崎夫ヨリ臺灣ノ南部迄蒸氣船ニウヨルク号ヲ

大藏省貸渡ス「ヲ」約諾シ長崎ニ於テ政府ヨ

リ積込ム兵卒糧具彼地着邊滞タク同行スル

官負ノ差圖ス場所一ヶ所ハ陸揚スヘシ

蒸氣船ニウヨルク号ハ本月十二日上海ヨリ當港

ヘ着船スヘキニヨリ本月十四日ノ朝當港ヨ

リ開帆シ十七日夕或ハ十八日早朝マデニ長

崎着船シ則日糧具ヲ積込ム「ヲ」得ヘシ

0046

解

政府ハ平常ノ天氣ナレハ長崎港ニ於テ三日
間ノ外碇泊セシムヘカラス且又臺灣着後三日
間或ハ其前諸物品ヲ陸揚スヘシ諸物品蒸氣
船ヨリ陸揚^濟ノ上ハ連ニ右船ノ關係ヲ解キ
何レノ港ナリトモ右會社ノ差圖ニ從航去ス
ル事勝手タルヘキヲ約諾ス業組タル兵卒ノ
食糧ハ都テ政府ヨリ給支スルヲ約諾ス但シ
薪水ハ船中用意候事
士官食堂ニ於テ食事ヲ要スル節ハ一日一升ツ
、勘定方ヘ拂渡スヘシ

陸軍省

0047

航海中蒸気破損ヲ受ケルコトアレハ修膳^繕入用
ハ都テ會社ノ引請タル前文ノ約定ヲ誠實ニ踐
行セシムル為日本政府ハ大平洋蒸気郵船會
社へ墨銀一万六千五百弗ヲ拂フベシ但シ半高
ハ右蒸気船當港へ歸着ノ節拂渡スヘキコトヲ約
諾ス右ノ證トシテ前文記載ノ月日双方トモ此
約定書ニ其姓名ヲ記スルモノナリ

大平洋蒸気郵船會社ノ

エセンナ午ヨル午エーレ

第 十 四